厚生労働大臣の定める掲示事項

◆当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院は、療養病棟入院基本料1を届け出ております。

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・8時30分から17時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は9人以内です。 看護補助者1人当たりの受持ち数は9人以内です。
- ・17時00分から翌日8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は30人以内です。 看護補助者1人当たりの受持ち数は60人以内です。
- 2. 当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を 策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、 医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。
- 3. 当院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 4. 当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。
 - (1)基本診療料の届出
 - •療養病棟入院基本料1
 - (2)特掲診療料の届出
 - ・脳血管疾患等リハビリテーション料(皿)
 - ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- 5. 当院は、患者さんのご負担による付き添い看護は認めておりません。
- 6. 当院では、以下の事項について、その使用枚数に応じた実費の負担をお願いしています。
 - -病衣 1枚につき 300円(消費税別途)
- 7. 消費税について

保険診療は非課税となります。以下の医療費は消費税が課税されます。

- •予防接種
- •健康診断料
- 診断書、入院証明書等の文書料
- ・その他の自由診療費用